

平成18年1回三笠市議会定例会

平成18年3月6日(第1日目)

議事次第(第1号)

- 1 開会宣告
- 2 会議録署名議員の指名
 - 6番 田中茉莉子氏
 - 10番 猿田重夫氏
- 3 会期の決定
平成18年3月6日 19日間
平成18年3月24日
- 4 諸般報告
 - (1) 議会事務報告
 - (2) 教育委員会審議事項報告
 - (3) 一般行政報告
 - (4) 教育行政報告
- 5 議事
- 6 散会宣告

議事日程

- | | |
|-------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 諸般報告について(議会事務報告・教育委員会審議事項報告・一般行政報告・教育行政報告) |
| 日程第 4 | 平成17年度定期監査及び例月出納検査の実施結果報告について(監報第1号) |
| 日程第 5 | 報告第1号から報告第3号までについて |
| 日程第 6 | 報告第4号 まちづくり活性化調査特別委員会報告について |
| 日程第 7 | 議案第18号から議案第25号までについて(市政執行方針、教育行政執行方針) |
| 日程第 8 | 議案第2号 三笠市国民保護協議会条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第3号、議案第4号について |
| 日程第10 | 議案第5号 三笠市部、課設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第6号 三笠市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第7号 三笠市職員給与条例及び公益法人等への三笠市職員派遣等 |

条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 1 3 議案第 8 号 三笠市議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等条例及び三笠市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 4 議案第 9 号 三笠市営バス設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 5 議案第 1 0 号 三笠市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 6 議案第 1 1 号 三笠市保健福祉事業利用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 7 議案第 1 2 号 三笠市デイサービスセンター設置条例及び三笠市特別養護老人ホーム等設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 8 議案第 1 3 号 三笠市重度心身障害者医療費条例及び三笠市ひとり親家庭等医療費条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 9 議案第 1 4 号 平成 1 7 年度三笠市一般会計補正予算（第 6 回）について
- 日程第 2 0 議案第 1 5 号 平成 1 7 年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 回）について
- 日程第 2 1 議案第 1 6 号 平成 1 7 年度三笠市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 回）について
- 日程第 2 2 議案第 1 7 号 平成 1 7 年度三笠市水道事業会計補正予算（第 3 回）について
- 日程第 2 3 議案第 2 6 号 土地の取得について
- 日程第 2 4 議案第 2 7 号、議案第 2 8 号について

出席議員(1 5 名)

議長	9 番	扇 谷 知 巳 氏	副議長	6 番	田 中 茉莉子 氏
	1 番	晴 山 貞 光 氏		2 番	斉 藤 勲 氏
	3 番	齊 藤 且 氏		4 番	佐 藤 孝 治 氏
	5 番	儀 惣 淳 一 氏		7 番	藤 浪 成 憲 氏
	8 番	高 橋 守 氏		1 0 番	猿 田 重 夫 氏
	1 1 番	谷 津 邦 夫 氏		1 3 番	森 田 三 男 氏
	1 4 番	熊 谷 進 氏		1 5 番	岩 崎 賢 治 氏
	1 6 番	阿 部 進 氏			

欠席議員(0 名)

説明員

市 長	小林 和 男 氏	助 役	西 村 和 義 氏
企画総務部長	森 原 裕 氏	企画振興課長	富 樫 誠 氏
総務課長	澤 上 弘 一 氏	財務課長	磯 瀬 孝 氏
環境福祉部長	黒 田 憲 治 氏	市民生活課長・ 選管事務局長	内 田 克 広 氏
保健福祉課長	松 橋 義 明 氏	建設管理課長	北 山 一 幸 氏
水道課長	作佐部 盛 秀 氏	行革推進部長	木 澤 榮 氏
教育委員長	大 野 政 行 氏	教 育 長	富 樫 繁 樹 氏
教育次長	吉 田 正 幸 氏	学校教育課長	中 村 正 法 氏
社会教育課長	田 中 哲 也 氏	博 物 館 長	長谷川 浩 二 氏
病院事務局長	深 田 智 明 氏	病院管理課長 署 長 兼	佐 藤 健 治 氏
消 防 長	作佐部 康 則 氏	総務予防課長	富 田 照 男 氏
警 防 課 長	石 岡 竹 志 氏	消 防 課 長	辻 道 元 信 氏
監 査 委 員	杉 田 忠 正 氏	監査委員事務局長	前 田 貢 氏
出席事務局職員			
議会事務局長	本 田 稔 雄 氏	総 務 係 長	小 田 弘 幸 氏

開 会 宣 告

議長（扇谷知巳氏） ただいまから、平成18年第1回定例会を開会します。

開 議 宣 告

議長（扇谷知巳氏） これより、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（扇谷知巳氏） 日程の1 会議録署名議員の指名についてを議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により、6番田中議員及び10番猿田議員を指名します。

日程第2 会 期 の 決 定

議長（扇谷知巳氏） 日程の2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から3月24日までの19日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

会期は、19日間と決定しました。

日程第3 諸 般 報 告

議長（扇谷知巳氏） 日程の3 諸般報告に入ります。

初めに、議会事務報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質問を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質問ないようですから、議会事務報告については報告済みとします。

次に、教育委員会審議事項報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質問を受けます。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 質問ないようですから、教育委員会審議事項報告については、報告済みとします。

次に、一般行政報告を行います。

市長から報告を求めます。

小林市長、登壇報告願います。

(市長小林和男氏 登壇)

市長(小林和男氏) それでは、報告いたします。

まず、報告第1号北海道工事についてであります。そこに記載されておりますように、三笠栗山線交付金交安工事その2ということで、工事場所は岡山地区でございます。その裏の図に示してありますように、360メートル、幅8メートルについての路面の切削工、それからその後、表層工を行う工事でございます。場所は岡山小学校、岡山の市営住宅前付近から岡山小学校までの区間であります。なお、この工事に当たって指名業者は7件ございましたが、そこに記載されておりますように、札幌の業者が落札いたしたところでございます。なお、この指名業者には三笠市内の業者は入っておりませんので、その点御理解いただきたいと思っております。

以上です。

議長(扇谷知巳氏) これより、一般行政報告に対する質問に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 質問ないようですから、一般行政報告については、報告済みとします。

次に、教育行政報告を行います。

富樫教育長から報告を求めます。

教育長、登壇報告願います。

(教育長富樫繁樹氏 登壇)

教育長(富樫繁樹氏) 教育行政報告を行わせていただきます。

去る3月の6日、教育委員会におきまして、三笠市立小学校中学校の小規模化に伴う適正配置に関する答申に基づく教育委員会の方針を決定いたしました。内容につきましては、三笠市立幌内小学校を三笠市立三笠小学校に統合するということでございます。統合の方式については、全面吸収型でございます。通学につきましては、三笠小学校の通学区に統合となるわけでございます。今年1年間、子供たちの統合に対する不安、また、保護者のいろんな意見もございまして、両学校がいろんな関連で協議をし、また、行事を合同で行うなどして、子供たちがスムーズに統合できるように図ってまいりたいと思っております。今後につきましては、それぞれのタイミングを持ちまして、学校、それから幌内の地域に十分に理解を得るよう説明をし、統合に向かっていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（扇谷知巳氏） これより、教育行政報告に対する質問に入ります。

高橋議員。

8番（高橋 守氏） 今、教育長の方から一定の説明を受けたわけでございますけれども、今会期中にあります市政執行方針また教育執行方針等々にもものってきている部分もありますけれども、今後の小中学校の適正配置につきましては、今年度1年生に入学する児童が49名という報道があります。そういうものを介しまして、今後、小中学校の適正配置というのは真剣に考え、また、早急に子供のための充実した教育を受けさせるために、進んで進めていかなければいけない問題だと私は思っています。ただ、先ほど教育長も言われたとおり、そのことに関しての父兄の負担、また、生徒たちの不安等々をどういうふうな形の中で解消していくかというのが、まず第一に考えなければいけないことだと思っておりますが、実質市営バスが今走り、その部分の負担等々をどう児童の通学に利用させていただくのか、また、そういうような部分でどのような検討がされているのか、まず聞かせていただきたいと思っています。

議長（扇谷知巳氏） 教育長。

教育長（富樫繁樹氏） ただいま行政報告いたしましたように、幌内小学校についてやはり集団での子供の教育というものが非常に大切だということでございますので、そういう方向をお示しいたしました。今後につきましては、今、高橋委員おっしゃるように、1年間に50名を切るような状態でしか子供が出生していないこと考えますと、自立の対策等々、今後、子供たちの効果的な教育についてどうすべきかということについて、当然早期に結論を出さなければならないと思っております。したがって、これから申し上げます市政方針の中でも18年度中に小中学校の適正審議会を立ち上げて、その中で諮問をし、具体的な報告を求めて、さらに教育委員会で方向をはっきり示したいと、こう思っております。

議長（扇谷知巳氏） 高橋議員。

8番（高橋 守氏） 基本的に、その方向で進んでいっていただきたいというのが私の思いでございますけれども、戦後第1次ベビーブーム、第2次ベビーブームがありまして、先日の道新の記事に載っていたとおり、第3のベビーブームは起きないと。日本の中では起きないという形の中で、これは少子化というのは三笠だけの問題ではなくて、全国的な問題である中で、いかに三笠市内の児童生徒に公平な平等な負担をいただきながら、また、公平な平等な教育をしていくか、そういうことが基本になって適正配置というのはされなければいけないのだと思っております。また、同時に、児童生徒の視点に立って、言ってみれば、サッカーのチームをつくりたくても今の学校単位ではできませんよと。また、野球のチームをつくりたくてもできない、そういうような不便さもやっぱり解消していかなければいけない。やはり同じ釜の飯を食べていただいて、三笠を愛していただく心も育てていっていただかなければならないと、そういう視点で早々に将来、また、今、岡山・萱野でやっております小中一環という教育の中で、今の段階、試験的なものなのだと

は思いますけれども、三笠に住んでいる児童生徒については、同じレベルの教育を受けられるような形を早々に進めていっていただきたい。また、将来にわたっては、そのものをもって三笠に児童生徒を預けたら安心して教育の部分として、親として安心していられると。市外の方からでも、こっちの三笠の学校に入れたいよというような形のレベルまで発展するような適正配置の審議をしていただきたいと思いますと思っておりますが、この辺はどうなのでしょうか。

議長（扇谷知巳氏） 教育長。

教育長（富樫繁樹氏） 今、おっしゃっていただきましたように、そういう趣旨を十分踏まえて、私どもも急いで、今年18年度中にそういう方向を示してまいりたいと思えますし、やはり一番大切なのは子供たちの学力ということでございます。北海道が非常に学力が本市を含めて全体的に若干下回っているということがありまして、空知が北海道の中で位置づけとしての学力はかなり下位ランクにあるような報道もされておりますので、その辺も含めて岡山小中一環、これはやはり学力の向上を目指しての新しい試みでございますので、その辺を十分考えながら、今後進めていきたいと思えます。

議長（扇谷知巳氏） ほかに。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質問ないようですから、教育行政報告については、報告済みとします。

以上をもちまして、諸般報告を終わります。

日程第4 平成17年度定期監査及び例月出納検査の実施結果報告について（監報第1号）

議長（扇谷知巳氏） 日程の4 監報第1号平成17年度定期監査及び例月出納検査の実施結果報告についてを議題とします。

本報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、監報第1号平成17年度定期監査及び例月出納検査の実施結果報告については、報告済みとします。

日程第5 報告第1号から報告第3号までについて

議長（扇谷知巳氏） 日程の5 報告第1号から報告第3号までについてを一括議題とします。

本報告については、議会運営委員会及び各常任委員会所管事項調査であり、文書御配付

のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑に入ります。

初めに、報告第1号、議会運営委員会所管事項調査報告についての質疑を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 次に、報告第2号、総務常任委員会所管事項調査報告についての質疑を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 次に、報告第3号、民生経済常任委員会所管事項調査報告についての質疑を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 質疑ないようですから、質疑を終了し、報告第1号から報告第3号までについては、報告済みとします。

日程第6 報告第4号 まちづくり活性化調査特別委員会報告について

議長(扇谷知巳氏) 日程の6 報告第4号まちづくり活性化調査特別委員会報告についてを議題とします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

谷津委員長、登壇報告願います。

(まちづくり活性化調査特別委員会委員長谷津邦夫氏 登壇)

まちづくり活性化調査特別委員会委員長(谷津邦夫氏) 平成16年第2回定例会で決議設置されました「まちづくり活性化調査特別委員会」について、平成17年第4回定例会で報告をした以降の調査結果を御報告いたします。この委員会は、議長を除く全議員による委員会で調査を行っておりますので、質疑と答弁等、内容の詳細は省略させていただきますので、御了承賜りたいと思います。

さて、2月23日に開催の委員会では、三笠鉄道村について、市営バスの運行状況について、提示のあった資料をもとに調査を行いました。

初めに、三笠鉄道村について調査を行い、主な質疑として、1、鉄道村に要した経費及び継続運営する経済的理由について、2、継続運営への具体的展望について、3、鉄道村に対する北海道等の歴史認識の共有と支援体制の確立について、4、入館料について、5、SL運行の実現性について質疑がありました。

次に、市営バスの運行状況については、主な質疑として、バス利用者からの改善要望内容とそれらの見直し時期について質疑がありました。

また、これからも利用者のニーズが反映された市民から親しまれる市営バスとなるよう努力していただきたいとの要望があったところであります。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の調査結果についての御報告とさせ

ていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

議長（扇谷知巳氏） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、質疑を終了し、報告第4号まちづくり活性化調査特別委員会報告については、報告済みとします。

日程第7 議案第18号から議案第25号までについて

（市政執行方針、教育行政執行方針）

議長（扇谷知巳氏） 日程の7 議案第18号から議案第25号までについてを一括議題とします。

提案に先立ち、市長、教育長から平成18年度市政執行方針及び教育行政執行方針説明のため発言を求められておりますので、順次発言を許可します。

初めに、平成18年度市政執行方針について。

小林市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 平成18年第1回定例会に当たり、市政執行への私の所信の一端と施策を申し上げます。

私は、平成15年5月、市長に就任以来、「市民による、市民のための、市民の政治を」目指し、全力で市政執行に当たってまいりました。

本年度は、私の任期最後の年として、市民の皆さんの市政に対する大きな期待と私に課せられた責任の重大さを認識しながら、当面する諸課題への対応と21世紀を豊かに生き抜く三笠市を築くため、市民と議会と行政が一つになった「まちづくり」に、全力を挙げ取り組んでまいり所存であります。

さて、平成18年度の国の予算編成基本方針の中で、我が国の経済状況は、「景気は、緩やかな回復が続いている」と言われているものの、財政状況は、歳入予算の4割を国債に依存せざるを得ないという深刻な財政運営となっており、地方においてもその影響を直接受け、厳しい予算編成を余儀なくされているところであります。

また、北海道においても、本年度は「経済再建と財政再建の両立」を最も急ぐべき課題として、特に「行財政構造改革元年」と位置づけて、一層の行財政改革に取り組むとされており、未曾有の危機を訴えております。

地方自治に関しましても、これまでの国と地方の関係を大きく見直す「地方分権」や「三位一体の改革」の推進、国の形を変えるとも言える「道州制」の検討など、中央集権から地域主権への移行が確実に進展しつつあり、こうした中で、地方自治体は中央依存体質からの脱却を図り、自己決定・自己責任の原則のもと、自治体が自由な裁量を持って、まちづくりの中で個性を競い合う時代であります。

私は、本市が持つ、自然・歴史・文化・産業・人材といった地域の特性を最大限に生かし、地域の力を結集して地域間競争の荒波を乗り越えていかなければならないと考えております。

このような状況下で、平成18年度の予算編成は、厳しいながらも喫緊の課題に着実に対応し、さらに本市の将来を見据えた事業の選択に配慮したところであります。

私は、改めて市政を担う自分自身の役割と責任の重さをかみしめ、目まぐるしく変化する時代の風を市民の皆さんとともに感じながら、本市発展のために、この変革の時代の風にしたたかに挑戦してまいりたいと考えているところであります。

ここで、平成18年度の市政執行に当たり、政策全般にかかわる基本的視点について申し上げます。

まず初めは、自立に向けたまちづくりであります。

現在、新たな市町村合併の動きが出ておりますが、自分たちのまちは、そこに住む住民みんなで作くり上げていくことが何よりも大切であると考えております。

私は、平成15年12月、自立を宣言し、翌16年11月には、市民の皆さんと一緒にあって「三笠市振興開発構想」を策定いたしました。

この構想に基づき、イオン株式会社の大型商業施設の進出効果を最大限に発揮させるなど、人口の確保や地域の活性化を図りながら、活力に満ちたまちづくりを目指してまいります。

二つ目には、市民のだれもが住んでよかったと思えるまちづくりであります。

我が国を取り巻く社会環境は、少子高齢化の進行、深刻化する地球環境問題、高度情報化の進展など、大きく変化をしておりますが、特に本市においては、少子高齢化の問題はさらに顕著であります。

私は、これらの問題の重要性をしっかりと受けとめ、子供の安全対策や少子化対策に対する支援をはじめ、高齢者に対する除雪対策、地域医療の確保や保健・福祉との連携など、高齢者・障害者への支援の充実に努めてまいります。

しかし、これらの取り組みは、行政だけでは到底できるものではありません。地域社会全体での取り組みとして、行政・家庭・地域などが連携し、子供からお年寄りまで、だれもが元気で、生き生きと、安心して暮らすことができるまちづくりを目指してまいります。

三つ目には、行財政改革の推進であります。

国と地方に関する「三位一体の改革」などにより、本市のように財政力の弱い地方公共団体は、大変厳しい財政状況が続いております。

特に本市の主要財源である地方交付税は、総額の抑制が見込まれ、平成18年度の予算は、自立対策プランによる見直しの反映、限定された財源での事業の選択、将来の財政負担の適正化に向けて編成を行い、この結果、昭和55年度以来26年ぶりに予算規模が100億円を下回りました。

今後もお一層の行財政改革を進め、「民に任せるものは民に」を基本に「小さくて効率的な市役所」の実現を目指してまいります。

また、まちづくりの貴重な財源である市税等については、引き続き市民の納税意識の向上に努めるとともに、納税に誠意が見られない滞納者に対して法的措置を講じるなど、収納率の向上を図ることにより、税負担の公平化に努めてまいります。

次に、総合計画の基本的方針に基づき、主要な施策の推進について申し上げます。

初めに、「健康で安心してすごせるまち」であります。

日々の生活を心身ともに健やかで、心豊かに安心して安全な生活を送ることは、いつの時代にあっても、子供からお年寄りまで、市民共通の願いであります。

これからの長寿社会を健康で安心して暮らしていくために、一人一人が「自分の健康は自分でつくる」ことを基本に、みずからの健康、体力づくりを支援する環境づくりと、お互いを思いやり、支え合う地域社会を築くとともに、地域福祉の推進を図り、健康で安心して過ごせるまちづくりを進めてまいります。

健康づくりについては、健康寿命を延ばし、だれもが住みなれた地域の中で、安心して快適な日常生活を送ることが大切であります。このため、町内会などを通じ、栄養教室や生活習慣病予防教室などを実施してまいります。

また、各種健康診断や健康相談などを実施して、市民の健康づくりの充実に努めてまいります。

地域医療の中核を担う市立病院については、人口減に伴う患者数の減少や診療報酬が過去最大の引き下げ率で改定され、本年4月から実施されるなど、医療を取り巻く環境は一段と厳しさを増しておりますが、新たに策定した「経営健全化計画」に基づき、病棟の削減による効率化や勤奨希望退職の実施により経営改善を進めるほか、医療の根幹をなす医師の確保に全力を尽くすとともに、医療機器の整備を図ってまいります。

また、施設整備については、排水の公共下水道への接続や本年度から2カ年計画で本館病棟のトイレ・浴室の改修を行い、環境の整備を図ってまいります。

国民健康保険については、国が本年度から進める医療制度改革を見据えながら、医療費の適正化を図ってまいります。

また、年々増加する医療費の抑制を図るため、保健師による重複受診者などへの啓発活動や「優良健康家庭表彰」を引き続き実施してまいります。

さらに、国民健康保険特別会計の健全化及び保険料負担の公平化という観点からも、徴収体制の強化や資格証明書の発行などにより、収納率の向上に努めてまいります。

地域福祉については、お年寄りや障害のある方が安心して暮らせるよう、関係機関・団体等と連携しながら「地域福祉ネットワーク」の充実に努めるとともに、お年寄りが除雪をしないで暮らせるまちづくりを目指し、町内会やボランティアの皆さんなどと協働で行っている「ぬくもり除雪サービス事業」を引き続き実施してまいります。

また、昨年度から商工会で実施している「御用聞き制度」と連携し、外出が困難な方の

ために、さらにきめ細かなサービスの実施に向け、研究してまいります。

高齢者福祉については、昨年度策定した「第3期高齢者福祉計画」に基づき、明るく活力に満ちた高齢化社会を確立するため、高齢者自身が地域社会の中で、みずからの経験と知識を生かし、積極的な役割を果たしていくような社会づくりを推進してまいります。

また、従来、在宅者に対して実施していた「給食サービス」は、昨年10月の介護保険法の改正により、施設入所者などの食費が自己負担となったことから、歩調を合わせ本年4月末日で廃止しますが、新たに地域支援事業として、介護予防事業や成年後見制度利用支援事業などを実施してまいります。

さらに、現在の緊急通報装置ホットライン119のセンター装置を更新し、緊急体制の確保を図ってまいります。

介護保険については、介護保険法の改正に伴い、昨年度策定した「第3期介護保険事業計画」に基づき、高齢者が可能な限り在宅で生活が送れるよう、訪問介護サービスや通所介護サービスなどを推進するとともに、実態に応じた介護保険料の見直しを行い、介護保険特別会計の適正な執行に努めてまいります。

また、本年度から新たに設置する「地域包括支援センター」において、脳活性化教室やふれあい介護教室などの介護予防事業と、ふれあいハウスデイサービスなどの地域支援事業を実施してまいります。

児童福祉については、昨年1月策定した「みかさ次世代育成支援行動計画」に基づき、引き続き施策の実施を検討してまいります。

また、幼保一元化については、関係機関等と連携し、推進する方向で検討してまいります。

障害者福祉については、本年4月施行の「障害者自立支援法」に基づいて、身体障害・知的障害・精神障害の実施主体が市町村に一元化されることに伴い、関係団体からの意見なども聞きながら、制度やサービスの見直しの準備を進めてまいります。

また、本年度から耳が聞こえにくい方を対象に「耳マークカード」を交付して、カードの提示により、市役所をはじめ金融機関や商店において、筆談などで対応ができる「聴覚障害者コミュニケーション支援事業」を実施してまいります。

生活保護については、保護の適正実施に努めるとともに、電算事務処理システムの更新整備を行い、一層の事務処理の効率化を図ってまいります。

交通安全については、関係機関・団体等の積極的な協力により、交通事故の発生件数は減少の傾向にありますが、平成16年から2年連続して死亡事故が発生するという極めて残念な状況にあります。

また、市内を通行する車両が年々増加していることから、関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、積極的な啓発活動を推進するとともに、交通弱者と言われる子供やお年寄りを対象に、実践的な交通安全指導の徹底を行い、交通安全意識の高揚と交通事故防止に努めてまいります。

防犯対策については、犯罪のない安全で安心して暮らすことのできるまちを目指すとともに、暗がり解消のため、防犯灯設置費及び電気料の助成を引き続き行ってまいります。

消防行政については、安全で安心なまちづくりを推進するため、「救助工作車」を更新し、消防力の充実を図るとともに、地域ぐるみの自主防火活動を展開してまいります。

また、災害活動時に着用する「防火衣」を更新し、隊員の安全性と運動性を向上させるとともに、迅速な消火、救助活動などを通して、市民の生命及び財産の保護に努めてまいります。

救急業務については、救命効果の一層の向上を目指し、市民への応急手当の普及啓発と救急隊員の研修に努めるなど、救急活動の高度化を図ってまいります。

防災については、昨年度、地域防災計画の見直しを行ったことから、その推進について関係機関・団体等と連携を図り、地域防災力の向上と強化に努めるとともに「自分たちの地域は自分たちで守る」ことを目指した自主防災組織づくりに向け、その指導と育成と図ってまいります。

さらに、国民保護法が制定されたことに伴い「三笠市国民保護協議会」を設置し、市民の生命及び財産を保護するための「三笠市国民保護計画」を北海道の計画に準拠し、策定してまいります。

治水を目的とした新桂沢ダム・三笠ぼんべつダムの建設については、昨年度から新桂沢ダムの取水放流設備工事が進められておりますが、両ダムの早期完成とダム関連事業の推進、さらには地域振興に役立つ芸術性の高いダムの実現に向けて、引き続き国等に強く要請してまいります。

また、幾春別地区の地滑り対策事業の整備促進及び「抜羽の沢川」の低水路整備の早期完成を北海道へ引き続き要請し、地域の安全向上に努めてまいります。

林業については、国・道等関連機関との連携により、森林環境の保全に努めてまいります。

次に、「活みなぎり元気に働けるまち」についてであります。

産業の振興は、本市の大きな課題であり、地域活性化のためのかぎを握っていると言っても過言ではありません。

このため、基幹産業である農業の振興をはじめとした地場産業の支援、新産業の創出、企業誘致の促進、商工業・観光の活性化に努め、各産業の担い手の育成や若者に魅力ある職種を中心とした働く場の創出、さらには働きやすい環境づくりを目指し、活力あるまちづくりを進めてまいります。

農業については、国際・国内情勢とともに極めて厳しい状況にありますが、農業の基盤を強化させるため、農産品の高付加価値化やブランド開発、農業と観光との融合など、農業を基盤とした新たな産業構築を目指し、取り組んでまいります。

その一つとして、クリーン農業への取り組みや都市と農村との交流の場となる滞在型の「交流体験農園」の設置について検討してまいります。

また、引き続き中山間地域にある経営不利な農地の耕作者に直接所得補償を行う「中山間地域等直接支払事業」や生産者を主体とした宣伝・販売活動、食の安全・安心の基礎となる食文化への自覚を高める「スローフード運動」を実施してまいります。

さらに、地産地消に向けた取り組みを行う「三笠市農産物振興事業」や担い手確保に向けた「新規就農者等誘致特別対策事業」の充実を図るとともに、大里地域の排水不良を解消するための「土地基盤整備事業」を実施してまいります。

商工業については、全市的に空き地・空き店舗が増加傾向にあるなど、本市の商業環境は極めて厳しい状況にあります。こうした施設などの活用を積極的に進め、商業を活性化させるため、商工会との連携により、インターネットを利用して、商業を行おうとする方の呼びかけや「仮想商店街」の開設に向けた取り組みを引き続き進めてまいります。

また、地域産業全般にわたっては「産業開発促進条例」や「商工業等元気支援条例」を活用し、商工業などの活性化に向けて、引き続き支援してまいります。

企業誘致については、経済動向に大きく左右されますが、全国的に景気の回復は見られるものの、北海道経済は依然として厳しい状況にあり、良好な環境とは言えません。

こうした中、イオン株式会社の大型商業施設を核とし、隣接地に北ガス建設株式会社による住宅団地が分譲されるなど、今後も周辺開発が期待されることから、引き続き誘致活動に努力してまいります。

また、バイオ産業を含めた他業種の企業誘致にも一層の努力を傾注するとともに、サンファームエリアの再開発として、道の駅三笠ファームセンターの南に「温浴施設」の誘致に取り組んでまいります。

観光については、交流人口の増加を生み、地域の活性化を図るためにも重要な産業分野と考えております。

本市の観光資源である三笠鉄道村については、2年間の猶予をいただき、民間移管に努力してまいりましたが、その実現はしていないものの、市民みずからが任意団体を組織し、鉄道村の再生に向けた取り組みを展開しており、会社負担の中で大きく運営管理科も削減するなど、継続運営する環境が整いつつあり、民間導入の動きに合わせ、引き続き改善に努力してまいります。

桂沢国設スキー場は、市内小中学校や近隣市町村のスキー授業にも利用いただいておりますが、より多くの集客を目指し、引き続き努力するほか、幼児や児童を対象にした遊具も整備するなど、楽しめる空間づくりに取り組んでおり、そのPRに努めるとともに冬の観光の活性化に努力してまいります。

また、新たに本市の観光PRを行うため、観光協会の体制を強化するとともに、「三笠市タウンガイド」を作成し、まちの知名度やイメージアップを図る取り組みを行ってまいります。

さらに、広域的に集客できる「食」をテーマとした観光展開を模索するとともに、歴史観光ネットワークを整備する上で、歴史文化施設の周遊性を高めるシステムの構築に向

け、引き続き取り組んでまいります。

起業化については、特産品開発として地域素材を活用した魅力ある製品づくりの研究に努めるとともに、三笠ブランドづくりの検討についても、引き続き取り組んでまいります。

また、三笠特産品のPRについては、岡山地区に大型商業施設の立地が実現し、絶好のPR拠点が出現したことに伴い、この場所を活用し進めてまいります。

さらに、新たな産業を導入するための検討や活動については、市役所内に設置した「新規産業発掘プロジェクト」により進めてまいります。

一方、富良野ルートとしての交通量をターゲットとして、各地域における新たな商業活動などを誘発し、地域経済の振興に結びつけてまいります。

次に、「水清く緑あふれ快適に暮らせるまち」であります。

美しい自然は本市の誇りであり、この豊かな恵みを将来の世代に引き継いでいくことが私たちの責務であります。

自然環境の保全を図りながら、健康で文化的な生活環境を確保したまちづくりを進めてまいります。

クリーン三笠についてであります。ごみの有料化を実施して約1年を経過し、市民の協力により、前年より約25%のごみの減量を達成することができ、今後もさらなる減量を目指してまいります。

また、「三笠市バイオスタウン構想」が昨年10月末、国に承認されたことに伴い、資源循環型社会の形成のために、食品残渣を有機堆肥へと再資源化する事業に向け、計画事業体と協議を進めてまいります。

さらに、公共下水道に接続できない地域に対する「生活排水処理」については、生活環境の保全及び公衆衛生向上を目的に、浄化槽設置の整備を引き続き実施してまいります。

グリーン三笠についてであります。産炭地域の共有課題とも言えるメタンガスの発生は、世界的な環境問題である地域温暖化に対して、温室効果を高める大きな要因の一つと言われていることから、調査・研究について本市を舞台として取り組むことを、引き続き国等に要望してまいります。

都市計画については、平成16年度、まちの活性化策として策定した三笠市振興開発構想の実現に向け、三笠市都市計画審議会を開催し、本市の都市づくりの根幹となる「三笠市都市計画マスタープラン」策定に取り組みましたが、現在進められている、いわゆる「まちづくり三法」の見直し内容などを見きわめる必要があるため、それらに配慮しながら引き続き取り組みを行ってまいります。

公営住宅については、本年度から2カ年計画で「若松・堤町団地建替事業」の中層住宅1棟48戸の建設に着手いたします。

改良住宅については、引き続き唐松地区における既設改良住宅の浴室整備を計画的に実施し、居住環境の向上に努めてまいります。

また、公営・改良住宅に「住宅用火災警報器等」を計画的に設置し、居住者の安全確保に努めてまいります。

定住対策については、民間所有の空き住宅対策として、三笠市ホームページなどを活用し、空き住宅情報を提供する「住宅情報バンク」を開設するとともに、幸町・本郷町の市有地を宅地として売却する検討を行うなど、定住対策に取り組んでまいります。

道路については、三笠市街地区の道路整備を引き続き行ってまいります。

凍上道路の補修や老朽化した簡易舗装及び道路側溝については、計画的に整備を進め、生活環境の向上に努めてまいります。

幹線道路の主要道道岩見沢三笠市については、本年度、弥生の「盤の沢橋」の工事着手となります。清住町から弥生区間の整備促進、桂沢地区の早期整備着手について引き続き北海道へ要請してまいります。

公園については、都市イメージの向上を図る上で、まちづくりの重要な要素であり、引き続き既設都市公園の維持管理を充実し、利用者の安全確保と利用促進に努めるとともに、地域需要に合わせた整理統合について検討してまいります。

上下水道事業については、安全で安心できる水を安定的に供給するため、水質管理や事故・災害などに対する危機管理が最も重要なものと考えております。

本年度は、「平成18年度水質検査計画」と昨年の水質事故の経験を生かし、二度と同じ過ちを繰り返さないよう、桂沢水道企業団及び構成団体との情報の共有など、連携強化を図り、万全な体制で事業執行を行ってまいります。

また、幌内及び唐松配水池系の送水及び配水管改良と老朽管の更新を行うなど、効率的な業務執行や有収率の向上を図るとともに、滞納料金の徴収強化を行い、経営の健全化と安定化を図ってまいります。

下水道事業については、河川など自然環境の保全と衛生的で快適な生活環境の向上を図ることとして、唐松青山地区及び弥生地区などの管渠整備を継続して行うほか、普及率の向上や効率的な業務執行に努め、経営の健全化を図るとともに、料金改定の是非を含めて検討を行ってまいります。

また、集中豪雨などによる浸水対策として、引き続き三笠地区の堤町及び若松町において、雨水管渠整備を道路整備とあわせて実施してまいります。

冬の環境については、豪雪地帯の本市において、冬期間の都市機能を確保し、市民生活に支障が生じないように、除排雪の充実に努力してまいります。

交通環境については、昨年12月1日から地域住民の足を確保するため、中央バスの廃止路線である三笠幌内線及び岩桂線にかわり、幌内線及び萱野線を市営バスとして運行し、新たに交通空白地帯における市民の利便性を図ることを目的に、山の手地区の運行を開始いたしました。

今後は、さらに利用しやすい市営バスの運行を目指して、利用者や市民の皆さんの意見を聞きながら検討してまいります。

情報通信については、各種行政情報の発信や住民相互の情報交換など、市民が情報を共有するための核として構築した「みかさマルチメディア21ネットワーク」を維持し、有効なシステムとして活用するための調査・研究に努めてまいります。

また、情報格差を解消し、高度情報通信社会に対応する通信網を確保するための環境整備について、民間事業者であるNTTなどに対し、希望者への働きかけやアンケートの実施など、平成22年に供用開始が予定されているデジタル放送の活用も含めた調査・研究に取り組んでまいります。

さらに、ITボランティア「あすなる倶楽部」との連携により、市民と行政の協働による情報化教育の推進に努めてまいります。

次に、「人を育み地域文化を創るまち」であります。

次代を担う子供たちが健やかに育つ環境をつくり、市民一人一人がいつでもどこでも参加できる学習社会の構築を目指すとともに、芸術・文化活動を促進するなど、人をはぐくみ地域文化をつくるまちづくりを進めてまいります。

子供の教育については、現在、国において新しい時代の幼児教育と保育のあり方についても審議されておりますが、民間幼稚園が建物の老朽化と園児の減少により経営が厳しくなってきたことから、今後の幼児教育のあり方や重要性などについて検討を行ってまいります。

就学児童に対しては、学習指導要領に基づく確かな学力と豊かな心の育成を基本に、保護者や地域の信頼にこたえるため「学校評議員制度」を活用した外部評価を行い、開かれた学校づくりの推進に努めてまいります。

さらに近年、全国的に発生している子供に対する凶悪事件、頻発する青少年犯罪などから子供を守る取り組みとして、三笠警察署と連携した防犯教室の実施や児童への防犯ブザーを配布するとともに、子供サポートハウスなど、子供を守る安全で安心な環境づくりに、地域ぐるみで取り組んでまいります。

昨年4月から実施している構造改革特区の認定による岡山小学校と萱野中学校における「小中一貫教育」においては、平成19年度の本格的実施を目指し、「国際科・地域科・選択学習科」の特色ある教育と全小学校での英語によるコミュニケーション教育に引き続き取り組むとともに、本年度、北海道教育委員会が実施を予定している小中一貫教育のモデル校に指定をされるよう要請を行ってまいります。

また、学校の適正配置については、「三笠市立小学校・中学校適正配置審議会」の答申に基づき、本年度幌内小学校と三笠小学校の統合を地域住民の理解を得て実施し、統合後の施設利用についても検討するとともに、今後の少子化による小規模校の増加に伴う将来的な学校教育のあり方や教育体制の進むべき方向について審議いただき、教育効果を上げるため、統廃合の検討を行ってまいります。

さらに、三笠中央中学校の幾春別方面の生徒のバス通学について下校時の安全確保のため、下り線に「バス待合所」を設置いたします。

一方、唯一の高等教育の場である三笠高等学校については、同校が取り組んでいる特色ある教育の実践に対し、引き続き支援を行ってまいります。

社会教育については、市民一人一人が生きがいを持って、生涯いつでも自由に学習機会が選択でき、その学習の成果を適切に評価される生涯学習社会を築くことが必要とされております。

本年度は、「三笠市社会教育中期計画」の最終年度を迎えるため、現計画の成果と課題を踏まえ、新規計画の策定に着手してまいります。

また、現計画の基本目標である「楽しく学びあい新しい時代を拓く心豊かなひとづくり」を目指して、市民一人一人が豊かな心と人間性をはぐくむ活気ある学習活動の観点に立った市民と行政が連携した生涯学習の充実に努めてまいります。

スポーツ・レクリエーションについては、市民の健康や体力づくりに対する関心が高まっており、幅広い生涯スポーツ活動の実現が強く求められております。

このため、「三笠ドーム」を中心としたスポーツ施設の有効活用に努めてまいります。

また、「パークゴルフ場」については、愛好団体とも協議を続けてまいりましたが、現時点での実現には困難性があり、改めて調査・研究してまいります。

北海道遺産である三笠北海盆おどりについては、本年は第5回という節目の年を迎えるため、関係団体と連携・強化を図り、広告媒体の活用、芸能人の招致をはじめ、踊りの内容についても、従来の仮装に加え、芸術賞的なものを加えるなど、新たな企画を交えるとともに、会場の整備も行い「地域文化の振興」と「まちおこし」のイベントとして、市民・企業・市外からの参加の輪を広げ、お盆期間中の8月14日、15日の2日間開催してまいります。

歴史・文化資源については、市民の貴重な財産であり、誇りであります。

この恵まれた貴重な歴史や風土の中ではぐくまれ、継承されてきた文化財を大切に保存し、後世に伝えるとともに、その保護と活用を図ってまいります。

博物館においては、引き続き各化石研究機関と連携を図りながら、学術的研究の充実と発展に努めるとともに、アジア地域で初めて開催される「国際堆積学会議」の地質巡検地を招聘し、国内外に博物館を広く周知してまいります。

また、昨年度実施した博物館ゆめ構想でのアイデア公募作品を生かし、より質の高い博物館の構築に取り組んでまいります。

さらには、「インドのアンモナイト」をテーマにした特別展を本年7月から10月までの間、国内では初めての取り組みとして開催してまいります。

芸術・文化活動については、昨年度設置した「三笠市民文化芸術審議会」などから、広く意見やアイデアをいただきながら、文化・芸術の振興に関する基本方針や具体的な施策について協議してまいります。

また、市民の芸術・文化の拠点である「ミカサ・モダンアートミュージアム」の有効活用を研究してまいります。

さらに、昨年度創設された「みかさ楽校」については、市民文化祭の中で、市民との触れ合いを深め、より質の高い芸術・文化活動の推進に取り組むとともに、世界的に有名なウィーン・フィル管弦楽団5人とソプラノ歌手などによる「クラシック演奏会」を教育関係団体との共催により開催してまいります。

なお、地域に根差した郷土芸能団体「三笠太鼓」の活動を支援するため「長胴太鼓」の購入について、助成制度を活用して取り組んでまいります。

次に、「未来をみんなで作るまち」についてであります。

これからの時代は、国と地方が対等であるとともに、自治体と市民との関係においても、それぞれの責務と役割を認識し、市民みずからの選択と責任による個性豊かなまちづくりが求められております。

このため、「自分たちが住むまちは、自分たちでつくる」という基本に立ち、市民の皆さんとともに考え、ともに協力して未来をみんなで作るまちを推進してまいります。

郷土愛については、ボランティアグループによる本市の歴史を保存し活用するための活動が興ってきており、特に炭鉱遺産群に対する市外からの注目度が高くなってきている現状にあります。

こうした中、これらの活動の自主性を尊重しながら、できる範囲の支援を行うとともに、「郷土愛」をはぐくみ、市民が誇りを持てる活力あるまちづくりを目指してまいります。

少子化対策支援については、国や道においても、子供の未来に夢や希望が持てる社会の実現に向け、子育て支援体制の整備など、社会全体による少子化対策を総合的かつ計画的に推進することとしており、本市としてもそうした対策を後方から支援する取り組みとして、地域全体で子供を育てるという観点から「小学生全員の給食費無料化」を実施し、小学校児童世帯への教育費負担の軽減を図り、子育てしやすいまちづくりを進めてまいります。

情報の共有化については、市民との協働のまちづくりを進める上で重要な要素であり、積極的な情報公開のあり方について、引き続き研究を深めてまいります。

また、行政情報の提供については、「みかさマルチメディア21ネットワーク」の有効活用と、さらに見やすい広報誌づくりに取り組むとともに、「公式ホームページ」の内容を充実するなど、新鮮で魅力ある情報の提供に努めてまいります。

まちづくりへの市民参加については、今後も女性や若者がまちづくりに参画できるよう、各種審議会や委員会の委員定数の配分の見直しに配慮し、公募による市民参加の推進に努めてまいります。

また、地域と行政とが連携した地域づくりの実現を目指し設置している「協働ルーム」をさらに活性化させるため、本年度から「協働のまちづくり推進事業」として助成制度を創設するとともに、市職員がまちづくりに参加する機会をさらに推進するため、各公園の草刈りなどに取り組む「市職員まちづくりボランティア活動事業」を実施してまいります。

す。

さらに、市民との対話を深めるため、引き続き三笠市連合町内会連絡協議会を対象とした「市政懇談会」の開催や各連合町内会・婦人団体・青年団体などとの懇談の場を要請に応じて設けてまいります。

一方、まちづくりについて取り組むボランティアグループなど、情報交換や交流を深め、まちづくりの輪を広げるきっかけづくりに取り組んでまいります。

「住民自治基本条例」の策定に向けては、市民との行政情報の共有化を積極的に進め、市民意識の熟度の高まりを目指しながら、市民の市政への参加の仕組みのあり方などを他市の取り組みも参考とし、引き続き調査・研究を行ってまいります。

行政運営については、公平性を前提としながら、限られた資源の中で、多様化する市民ニーズに的確にこたえられる簡素で効率的な行政運営を図るため、「行政評価制度」を試行してまいります。

また、職員数は、引き続き退職者の不補充などにより、定数削減を行ってまいりますが、業務執行が停滞することなく、円滑に執行できるよう、組織機構の見直し、あわせて職員が意欲・能力を十分に発揮する動機づけとなる「人事評価制度」を試行してまいります。

さらに、平成19年度以降の地方分権改革の一つとして、地方交付税の大幅削減が予想されることから、これに対処するため、さらなる行財政改革として事務事業の民間委託を推進するとともに、引き続き公の施設について「指定管理者制度」の積極的な活用を図ってまいります。

以上、平成18年度の市政執行に臨む私の所信の一端を述べさせていただきました。

地方分権が進展する中で、戦後の社会、経済の発展を支えてきたさまざまな仕組みが変革され、三位一体の改革や道州制、権限移譲といった自治体の将来にかかわる重大な改革が進められようとしております。

そして、これからの時代は、自治体としての力量が試され、行政能力に格差が生まれる時代であり、地域みずからが進路を定め、みずからがまちを築き上げていくことが求められることとなります。

私は、この不透明な時代を、未来を切り開く絶好の機会ととらえ、先人が築き、引き継がれた豊かな自然や歴史・文化などの財産と市民の皆さんのすぐれた能力を生かし、前例や従来考え方にとらわれない、柔軟な発想を持ちながら、強い意志と行動力で、「市民のだれもが住んでよかったと思えるまち」をつくるため、全力を尽くしてまいります。

市民の皆さん、そして市議会議員の皆さんの御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） 次に、平成18年度教育行政執行方針について。

富樫教育長、登壇説明願います。

(教育長富樫繁樹氏 登壇)

教育長(富樫繁樹氏) 平成18年第1回定例会の開会に当たり、教育委員会所管の行政執行に関する主要な方針について申し上げます。

今日、教育を取り巻く情勢は、少子・高齢化の進行する中、教育基本法改正、学習指導要領の改訂、教育委員会制度の見直し論議など、教育行政は大きな変革の時期を迎えております。

昨年度は、駒大苫小牧高校の夏の甲子園2連覇や、最近ではトリノ冬季オリンピックでの道内出身選手の活躍など、道産子の名を全国に知らしめたことは記憶に新しいところであり、その将来への可能性を実感することができました。

しかし、その一方で全国的に子供が巻き込まれる事件、事故が多発するなど教育環境にかかわる問題が山積する一方、国際的な学力調査での数学や読解力の面での学力低下など、教育に求められている課題もたくさんありました。

このような状況の中で、教育委員会としては、現状の課題を把握し、将来をはっきりと見据え、学校・家庭・地域と連携をとり、子供たちが「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランスよく身につけることができるよう、地域に根差した教育に努力してまいります。

また、市民が生涯にわたって、だれでもが、いつでも、どこまでも学ぶことができ、その成果が適切に評価され、社会に活用できる生涯学習社会の実現を目指すことが重要であると考えております。

最初に、幼児教育について申し上げます。幼児教育を取り巻く社会環境は、少子化などによる幼児の減少、共稼ぎ家族の増大による保育のあり方など、変化が大きく、国は新しい時代の幼児教育と保育のあり方について、幼稚園と保育所の総合化など新しい方向が示されております。

本市の現況は、唯一の民間幼稚園が建物の老朽化と園児の減少により、経営が厳しくなっていることから、平成18年度中に、市と幼稚園で協議し、幼保一元化を視野に入れた幼児教育と保育のあり方について、具体的に検討してまいります。

次に、学校教育について申し上げます。学校教育は、人間の成長と発達の基礎を培い、自主的・創造的な人間形成を育成するために、極めて重要であります。

このため、学習指導要領により、基礎・基本を「しっかり」と身につけ、みずから学び、みずから考えるなど、「確かな学力」をはぐくむことや、主体的に判断し、問題を解決する能力など「生きる力」の育成を基本に、道徳教育の充実や奉仕・体験活動、他人を思いやる心など、きめ細かな教育活動を推し進めてまいります。

三笠市は、平成17年4月より地域に根差した、学力向上のための小中一貫教育を試行し、平成19年度本格実施を目指し、特色ある教育を進めております。

その内容は、岡山・萱野の両小中学校が保護者、地域と連携を図りながら、小学校1年生から英語教育を学ぶ「国際科」、自然、環境、地域の歴史などを学ぶ「地域科」、基

礎・基本の定着による学力の向上や一人一人の個性を伸ばしていく「選択科」を柱としており、本年度は本格実施のための具体的かつ実践的なカリキュラムを策定いたします。

現在取り組んでおります特区による小中一貫教育については、平成18年度北海道教育委員会が実施を予定している小中一貫教育のモデル校への指定を受けるべく要請中であります。

岡山小学校以外の小学校においても、将来小中一貫教育の導入を目指し、総合的な学習の時間などを活用し、小学校での英語教育を実施いたします。

また、北海道教育大学と連携し、小中一貫教育の充実のための研究を行ってまいります。

さらに、まちづくりの基本は教育であるとの理念から、教育費負担の軽減を図り、食育による健康管理など、教育環境の充実を図るため、小学生全員の給食費を無料化し、心豊かで健やかな、たくましい心身を持った人づくりを目指すとともに、活気ある教育文化都市の創造を図ってまいります。

学校の適正配置については、人口減と少子化により、学校の小規模化が進行しております。

そのため、平成15年に出された「三笠市立小学校・中学校適正配置審議会」の答申に基づき、生徒の人間形成に必要な集団での学習能力の向上などを図るため、保護者や地域の理解を得て、幌内小学校を平成19年4月に三笠小学校と統合いたします。

統合に当たっては、児童、保護者に不安のないよう、十分な対応を図ってまいります。

また、今後、三笠市が自立していくための学校のあり方について、平成18年度中に「三笠市立小学校・中学校適正配置審議会」を立ち上げ、子供の教育のための効果的な学校配置を審議していただくことといたします。

高校問題については、市内に残された唯一の高等教育の場である三笠高等学校に対し、「三笠高等学校と市内中学校との進路に関する懇談会」や「三笠高校問題対策協議会」を開催するなどして、地域に開かれた学校づくりを支援してまいります。

また、平成14年度に始めました資格取得の助成を継続し、この成果を検証しつつ、期待される人材を社会に送り出すため、特色ある教育を支援してまいります。

特殊教育は、平成19年度4月から特別支援教育へ転換される予定であり、本格実施に向けた準備のため、体制整備を図ってまいります。

また、心身に障害のある児童生徒の適正な就学を行うため、就学指導委員会の審議を踏まえて小学校5学級、中学校2学級に特殊学級を設置し、障害の状況に応じた教育を行い、保護者の理解のもと、児童生徒の可能性を最大限に伸ばす努力をいたします。

児童生徒の指導については、児童生徒への犯罪、生徒の非行・いじめ・不登校など大きな社会問題となっております。

本市においては、教職員、地域住民、保護者、児童生徒が一体となった情報の共有、人間的な触れ合いによる信頼関係をより一層深め、児童生徒の個性を大切に、愛情を持った

指導を行ってまいります。

安全対策については、教育委員会と三笠警察署との間で協定を締結しました「子どもの健全育成サポートシステム」などを活用し、三笠市青少年育成センターを窓口として三笠市生徒指導連絡協議会など、関係機関と情報を共有し、引き続き支援体制を進めてまいります。

さらに、不審者対策として、児童生徒への防犯ブザーの配布、学校への刺すまたの配置、安全マップの作成、三笠警察署の協力による防犯教室の開催、市民の協力による「子ども110番の家」など、家庭、学校、地域が密接な連携をとり、子供の安全確保及び犯罪被害の防止、非行防止などに全力を尽くしてまいります。

教職員の研修については、教職員の能力が児童生徒の人格形成に大きく影響を与えることから、新しい時代にふさわしい学校教育を実現するため、各種研修を推し進めるとともに、指導主事の学校訪問を積極的に活用し、教職員の資質と能力の向上を図ってまいります。

また、教職員みずから、市内の地域活動に積極的に参加し、文化や歴史などを学ぶ機会の拡充を図るなど、意識改革に向け努力してまいります。

教育研究所については、教育における指導力の向上のほか、地域に根差した小中一貫教育などの研究・研修を行ってまいります。

学校教育環境については、昨年度、幾春別小学校が中学校の校舎へ移転し、環境の改善を図ってまいりました。

旧幾春別小学校の校舎の利用については、博物館の資料館として市内数カ所にあった資料を集約し、活用を図っており、今後、市民、民間団体の利用についても検討してまいります。

また、幾生中学校と三笠中央中学校の統合により、幾春別方面の生徒はバスによる通学をしておりますが、下校時の悪天候などに対応できる安全で快適な通学のため、下り線にバス待合所を設置いたします。

また、平成18年度末に統合を予定している幌内小学校の閉校後の校舎については、北海道教育大学と協議し、スポーツ、芸術分野でのキャンパスとしての活用を要望してまいります。

また、学校における禁煙対策については、平成16年10月道立高校、市内小中学校においては、昨年10月から校舎及び学校敷地内の禁煙を実施し、子供の健康管理に寄与しております。

学校運営として地域に開かれた学校づくりのため、「学校評議員制度」や外部評価を有効活用し、保護者や地域の意向の把握に努め、学校運営の充実を図ります。

次に、社会教育について申し上げます。「豊かな新時代の創造、希望滾る人間都市」の実現に向け、生涯にわたり市民のだれもが、いつでも、どこでも、みずからの意思と選択に基づき、自由に学習機会を選択し、学ぶことができる生涯学習社会の実現を目指してい

くことが重要であります。

このため教育委員会は、「三笠市社会教育中期計画」に基づき「楽しく学びあい新しい時代を拓く心豊かな人づくり」を目標に、市民一人一人の主体的な学習活動の支援を行ってまいります。

また、「三笠市社会教育中期計画」は今年度をもって終了いたしますので、成果の適切な評価と市民の学習要求を把握し、次期中期計画を策定いたします。

家庭教育については、核家族化、少子化の進展や地域における人間関係の希薄化などによって、育児不安が広がり、しつけの自信喪失など、家庭の教育力の低下が指摘されていることから、親子のきずなの形成や基本的生活習慣を子供に身につけさせるための教育が必要と考えております。

このため、「思いやり」や「触れ合い」を深める家庭教育を推進するため、「しつけ」に関する学習を中心とした2歳児通信学習「お母さん生き生き子育て」の発行や自主的に学習する「家庭教育学級」を支援してまいります。

青少年教育については、今日の青少年を取り巻く社会環境は、少子化や就職難、さらには個人優先の風潮など、本来あるべき若者らしい、はつらつとした活力にあふれた活動が低迷しております。

このため、市内の各団体が共通の理解や認識のもとに緊密な連携を図り、三笠市青年協議会などによる仲間づくりや文化活動、奉仕活動などを通して、「心豊かでたくましい青少年」の育成に努めてまいります。

また、三笠市地域子ども会育成連絡協議会と連携して、本年も「川の泳ぎ方教室」「ツリークライミング」など、地域の自然の特性を生かした体験活動や研修会並びにリーダーの養成などを行ってまいります。

成人教育については、成人期は人間として充実し、社会変化に伴い、価値観や物の考え方の多様化が必要となってくる年代であります。

心の豊かさや生きがいに関する知識など、公民館活動や各種団体への支援、協力などを行い、家庭人、社会人、職業人として大きな責任を果たすことができる生涯学習社会を目指してまいります。

このため、新しい時代に対応できる知識と教養を高めるために各種の公民館講座、学級を開設し、受講修了者に対しては、さらなる研さんを深めるため、受講者同士の交流を促進するなど、積極的にまちづくりに参加していける環境づくりに努めてまいります。

高齢者教育については、高齢化が進む中で、高齢者を取り巻く生活環境は一層厳しくなり、みずからも主体的に健康で生きる力が求められております。

このため、社会の変化に対応した、特にITの知識と能力を身につけ、楽しく充実した生活を送るために「シニアコンピュータ講座」「ケータイ講座」などを実施いたします。

また、「ことぶき大学」を引き続き開催するほか、子供たちとの世代間交流事業など、社会参加の促進を図ってまいります。

文化・芸術の振興については、生活水準の向上、余暇時間の増大に伴い、文化・芸術活動への参加意欲や必要性が広く認識されるようになってまいりました。

文化・芸術活動は、豊かな感受性、新たな創造、個性的で文化の香り高い地域づくりに大きな役割を担っています。

昨年度、「三笠市民文化芸術振興条例」による10名の委員から成る「三笠市民文化芸術審議会」を設置し、三笠市の特色ある文化芸術を守り育て、地域に根差した活動の具体的な計画を策定いたします。

また、昨年実施した「みかさ楽校」を三笠市民文化祭などの中で展開し、より市民と郷土出身芸術家の結びつきを強め、芸術文化の充実を図ってまいります。

地域文化の振興と伝承を推進するため、郷土芸能団体連絡協議会の活動支援を行ってまいりましたが、本年度は郷土芸能団体である「三笠太鼓」に対し、曲目の多様化に対応するための長胴太鼓の購入を支援いたします。

本年度、直接鑑賞する機会の少ないクラシック演奏をウィーン・フィルの管弦楽5人とピアノ奏者、ソプラノ歌手など、計8人による「ウィーン・ヴォーカル・ソリストン公演」を北海道教職員厚生会と共催で、地域文化の振興を目的に開催いたします。

また、文化・芸術の交流の場である「ミカサ・モダンアートミュージアム」は、より地域に密着した文化・芸術の創作の場として施設の有効活用を図ってまいります。

北海道遺産として指定された「三笠北海盆おどり」は、第5回目という節目の年を迎えます。本年度は関係機関・団体と連携を強化し、道内はもとより全国に向けて広告媒体の活用や民謡歌手伊藤多喜雄の招致をはじめ、実行委員会の充実を図り開催いたします。

なお、踊りについては従来の仮装踊りに加え、芸術賞的なものを取り入れ、「地域文化の振興」と「まちおこし」の一大イベントとしてお盆期間中の8月14日、15日の2日間開催してまいります。

また、盆踊り会場についても、雨天などに対応できるよう整備を行います。

歴史・文化資源については、長い歴史や風土の中ではぐくまれ、継承されてきた貴重な財産であります。これらの文化遺産を大切に保存し、後世に伝えるため、空知集治監レンガ煙突の外壁クラック修理、達布山展望台の一部を塗装いたします。

公民館活動については、多様化する市民のニーズ、特に情報技術にこたえるIT講座や余暇の積極的な活用による豊かな生活を実現していくため、市民の学習意欲に応じた講座など一層の充実と自主的な文化活動の場として利用の促進を図ってまいります。

また、広く学習成果の発表の場として、公民館ロビーを提供いたします。

図書館については、読書は人間形成に大きな役割を果たすことから、幼児期から絵本を読む楽しさを覚え、想像力を養うことが大切とされております。このため、近年、子供の読書離れの傾向にある中、「子どもの読書活動の推進に関する法律」の精神を生かし、子供の読書活動を計画的に進めてまいります。

そのため、子供への読書案内や乳幼児健診時における絵本などの読み聞かせやボランテ

ィアによる「絵本とおはなしかるがも会」などの各種事業を実施するとともに、小中学校へ定期的に図書の出し出しを行うなど、子供たちへよりよい読書環境を提供してまいります。

平成16年11月より実施しておりますリサイクル文庫については、市民に好評を得ており、本年も引き続き利用者の方々に喜ばれる環境づくりを推進してまいります。

また、今年度も老朽化した館内の照明器具を改修し、環境の改善を図ってまいります。

博物館については、各研究機関と連携を図りながら、自然科学、郷土の歴史、民族、産業などの貴重な資料を収集・研究し、充実と発展に努めていくとともに、昨年度広く全国から募集した博物館ゆめ構想のアイデアをもとに、より充実した博物館を目指し、素案づくりに取り組んでまいります。

また、学習指導要領による児童生徒の「総合的な学習の時間」及び小中一環教育の「地域科」の授業に対応するとともに、各種講座・教室の開催など普及活動と利用促進に努めてまいります。

化石の保存については、「幾春別川ダム化石保全検討委員会」や大学の研究機関と連携し、周辺の地質、化石の調査・研究に努めてまいります。

本年8月、福岡県で開催される「国際堆積学会議」は、今回アジアで初めて開催される重要な会議であります。

参加する各国の専門学者により、三笠市で地質巡検が実施される予定であり、当博物館への来館が計画されております。

この機会に、展示、収蔵資料を公開し、広く博物館を周知してまいります。

さらに、国内では余り収蔵されていない大変貴重な「インドのアンモナイト」をテーマに、国内初の特別展を7月から10月まで開催いたします。

スポーツ・レクリエーションについては、社会構造の変化や生活の利便化に伴う運動機会の減少、高齢化社会の進行など、本人みずからの健康管理が必要であります。

そのため、市民が自主的かつ積極的に参加できるよう、スポーツ活動を支援してまいります。

各年代や体力に応じたスポーツ活動を推進するため、初心者や子供を対象に「水泳教室」「スキー教室」「出前スポーツ教室」を引き続き実施いたします。

競技スポーツの振興については、トリノ冬期オリンピックで道産子選手の活躍が目されました。

三笠市もかつてオリンピック選手を輩出した輝かしい実績があり、現在活動中のスキーの三笠レーシングチーム、サッカーの三笠FCなど、後に続く子供の育成のため、体育協会やスポーツ少年団などと連携を図り、各種競技団体が主催する事業を支援してまいります。

また、健康増進法に基づき、三笠ドームを中心としたスポーツ施設で市民の健康促進のため、本年度より禁煙を実施いたします。

課題となっておりました「パークゴルフ場」の新設について、愛好団体と協議を重ねてまいりましたが、設置場所、施設の規模、施設のグレードなどで全道規模の施設が必要とのことであり、現時点では困難と判断し、改めてその実現について研究してまいります。

以上、平成18年度の教育行政執行に関する主要な方針について申し上げましたが、今日、全国的には三位一体の改革、中教審における教育改革の答申、北海道の財政再建、三笠市における過疎化、少子高齢化など、課題も多岐にわたっており、自立のための行財政改革の中で教育行政を進めることは極めて厳しいものがあります。

私は、教育委員会の果たす役割と責任の重大性を認識し、三笠市の教育の発展、充実に向け、施策の執行に当たって最善を尽くす所存でありますので、市民の皆さん、市議会議員の皆さんの御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） ここで、昼食休憩に入ります。

休憩 午前 11時56分

再開 午後 0時58分

議長（扇谷知巳氏） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、議案第18号から議案第25号までについて、市長から提案理由の説明を求めます。

小林市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 議案第18号平成18年度三笠市一般会計予算から議案第25号平成18年度市立三笠総合病院事業会計予算までの各会計予算議案8件について、一括提案説明申し上げます。

まず最初に、背景となる国の予算の基本的考え方ではありますが、平成18年度予算は平成13年に経済財政運営の基本となる骨太の方針が決定され、以降の構造改革に一応のめどをつけるものと位置づけ、加えて「2010年代初頭における基礎的財政収支の黒字化」及び「デフレの克服、民間主導の持続的経済成長」の実現を図るため、「小さくて効率的な政府」の実現に向け、従来の歳出改革路線を堅持・強化することとしています。また、地方財政対策においては、「三位一体の改革」により、国庫補助負担金について税源移譲に結びつく改革、スリム化の改革及び交付金化の改革を進め、特に税源移譲については、平成18年度税制改革において所得税から個人住民税への恒久措置を行うこととし、地方交付税についても地方歳出を抑制する改革を行い、地方においても2010年代初頭における基礎的財政収支の黒字化を目指した歳出削減を引き続き進めています。

こうした国の考え方を踏まえ、平成18年度における三笠市の予算は、従来の行財政改革及び自立対策を継続し、「小さな市役所」を目指し予算編成を行ったものであり、経常収支のバランスの改善と将来の公債費負担の適正化を図りながらも、めり張りがあり、振興開発構想の実現を目指した編成を行ったものであります。

以下、各会計順に予算の内容について説明いたします。

最初に、一般会計予算であります。歳出予算から説明いたしますと、職員給与等人員費関係では、議案第6号で提案いたします三笠市職員定数条例の一部改正に伴い、退職者の不補充による職員数に基づき措置するものであります。

一般行政経費では、自立対策を基本とした見直しのほか、各必要経費の徹底した精査を図り、財政体力に見合った経費を措置するものであります。

主な政策的予算の内容について説明いたしますと、まず総務費では、第2回目となるみかさ楽校実施事業費を措置するほか、協働のまちづくりを推進するため、新たに補助金を交付するものであります。

民生費では、ぬくもり除雪サービス事業費を措置するものであります。

衛生費では、清住火葬場の部分整備を行うほか、バイオマス構想を進めるため、堆肥化施設建設のための実施設計の間接補助金を措置し、また、下水道処理区域外の浄化槽設置整備費補助金を措置するものであります。

農林水産業費では、新規就農者等誘致特別対策事業、中山間地域等直接支払事業などの継続事業のほか、団体営基盤整備促進事業を措置するとともに、温浴施設の誘致と土地開発公社の健全化のため、サンファーム三笠用地を取得するものであります。

商工費では、三笠工業団地内の旧配水管を国道12号線の拡張工事に合わせた撤去費と桂沢観光ホテル施設整備を措置するものであります。

土木費では、市道整備と道道岩見沢三笠線凍雪害防止受託事業を実施するとともに、公営住宅建てかえ事業の2カ年継続事業の初年度分、市営住宅整備及び改良住宅の浴室整備等を措置するものであります。

消防費では、迅速な消火・救助活動を目指し、防火衣の整備とホットライン119受報装置と救助工作車については老朽のための更新を行うものであります。

教育費では、小中一貫教育事業の第2年次目に係る指導体制と教材整備に必要な措置をするほか、国や道が行う少子化対策を支援し、地域全体で子供を育てる観点から、小学校給食費の無料化を実施するとともに、中央中学校前バス待合所の設置と今年度第5回目となる北海盆おどりの実施に係る補助金の拡充と会場となる中央公園の整備をするほか、郷土芸能活動推進費として長胴太鼓購入助成、博物館「ゆめ構想」策定に係る経費、温水プール整備費を措置するものであります。

次に、歳入予算の主な内容であります。まず市税については、滞納管理システムを十分に生かして、徴収強化を行い、特に悪質な滞納者については法的措置を行い、収入の確保に努めてまいります。

諸交付金については、地方財政計画に基づき措置をし、特に普通交付税及び臨時財政対策債については、国の今年度の交付税などの計画内容に基づき、過大見積もりとならないよう措置するものであります。

さらに、特別交付税についても、国の計画と厳しい交付実態を考慮し、減額して措置するものであります。

使用料及び手数料については、利用実態による積算を行うものであります。

また、国庫支出金等歳出関連の特定財源については、現段階では見込めるものについて、すべて措置するものであります。

次に、債務負担行為については、「新予防給付事業システム導入費」、消防の防火衣更新や住宅管理システムの整備を行う「防災資機材購入費」「小中学校印刷機の更新」を措置するほか、農業経営者のための「経営基盤強化資金利子補給金」について措置するものであります。

地方債の限度額等及び一時借入金の最高額については、歳入歳出予算との関連により措置するものであります。

以上により、一般会計予算の総額は99億1,426万4,000円となり、前年度予算額と比較しまして4億3,147万3,000円の減、率にして4.2%の減となるものであります。

次に、老人保健特別会計予算であります。本年度から始まる超高齢化社会に向けた医療制度改革の実施及び公費負担見直しによる市負担額の増加などを十分に考慮しながら、医療諸費を措置するとともに、老人医療費の適正化を推進し、健全な運営が適切に実施できることを基本に予算編成を行ったものであります。

まず、歳出予算であります。主要となる医療諸費は、前年度決算見込みを基礎に老人保健対象年齢の引き上げ及び今年度から実施される医療報酬の引き下げを考慮した経費を見込んだほか、運営事務費、短期資金利子を措置するものであります。

一方、歳入予算は、制度改正により支払基金交付金の負担割合が引き下げられたことに伴う、国、道、市の負担増を考慮した経費を措置するものであります。

以上により、老人保健特別会計予算の総額は27億4,960万2,000円となり、前年度予算額と比較しまして8,997万7,000円の減、率にして3.2%の減となるものであります。

次に、国民健康保険特別会計予算であります。国が年々増加する高齢者を中心とした医療費の適正化を図るため、本年度から医療制度改革を推進する中で、三笠市は給付の平等や負担の公平を図り、国民健康保険財政の健全な運営が適切に実施できることを基本に予算編成を行ったものであります。

まず、歳出予算であります。一般被保険者及び退職被保険者の療養給付費については、前年度決算見込みを基礎に、老人保健制度改革における対象年齢の引き上げに伴う国保会計の負担増を見込むとともに、診療報酬の引き下げや70歳以上の高額療養費自己負担限度額引き上げなど、医療制度改革を十分に考慮した保険給付費を措置するものであります。さらに、前年度に引き続き医療費適正化特別対策事業及び収納率向上特別対策事業にかかわる経費を措置するものであります。

老人保健拠出金については、受給対象年齢の引き上げに伴い、8,900万円の減額措置とし、介護納付金については、第2号被保険者の伸び率減により、691万円を減額措

置し、高額医療費拠出金については交付基準から70万円から80万円以上に引き上げたことに伴い、595万1,000円を減額措置するものであります。

保健事業費については、前年度に引き続き、骨粗しょう症検診、人間ドック費用及び健康診査に係る費用の助成事業並びに健康家庭表彰などの経費を措置し、医療費適正化を図ってまいります。

また、都道府県財政調整交付金の導入に伴い、一般会計で負担している一般被保険者に係るインフルエンザ予防接種費用分及び基本健診費用の国基準超過負担分が前年度から新たに交付対象となったことにより、一般会計繰出金を措置するものであります。

一方、歳入予算は、本年度の保険料率及び賦課限度額については据え置きますが、今後の医療制度改革や基金残高の推移を見据えながら、慎重に検討するものであります。

そのほか、国道支出金、療養給付費等交付金などの歳出関連で見込まれるすべての収入を措置し、なお不足する6,000万円については、国民健康保険基金の取り崩しにより措置するものであります。

以上により、国民健康保険特別会計予算の総額は19億6,484万9,000円となり、前年度の予算額と比較しまして、9,515万9,000円の増、率にして5.1%の増となるものであります。

次に、介護保険特別会計予算であります。平成18年度から始まる第3期介護保険事業計画における3カ年の財政運営を基本に、予算の編成を行ったものであります。

まず、歳出予算から説明しますと、保険給付費における新たな給付形態として、要支援認定を受けた被保険者が対象となる「介護予防サービス等諸費」について、1カ月当たりの平均利用人員を45名で見込むとともに、新たに開設する「地域密着型介護サービス費」を1カ月当たりの平均利用人員を40名で見込み、それぞれ措置するものであります。

さらに、要支援及び要介護認定になるおそれのある高齢者を対象とした効果的な予防事業を行う「地域支援事業費」を新たに措置するものであります。

次に、従来の介護サービス等諸費については、これまでの実績と今後の利用見込みから、1カ月当たりの平均利用人員を居宅介護サービスにあっては248名、施設サービスにあっては210名を見込み、介護報酬改定による単価に基づき、それぞれ措置するものであります。

財政安定化基金拠出金については、基金の設置規定に基づき措置するものであります。

基金積立金については、介護給付費準備基金積立金から生じる運用益金を積み立てるものであります。

なお、一般会計において措置しておりました介護保険事業にかかわる人員相当分の職員給与費を本特別会計に移行して措置するほか、保険事業執行のために必要な経費をそれぞれ措置するものであります。

一方、歳入予算であります。まず介護保険料については議案第10号で提案いたしま

す三笠市介護保険条例の一部改正に伴い、第3期介護保険事業計画に基づく介護保険料額に保険料賦課対象者を4,954名と見込み、措置するものであります。

また、保険給付費に対する支払基金、国、北海道、市の負担額については、法定負担割合に基づきそれぞれ措置し、不足する財源66万2,000円を介護給付費準備基金から繰り入れをもって措置するものであります。

以上により、介護保険特別会計予算の総額は12億2,508万3,000円となり、前年度予算額と比較しまして1,178万2,000円の増、率にして7.1%の増となるものであります。

次に、公共下水道事業特別会計予算であります。歳出予算の主なものから説明しますと、職員給与については職員4名に係る経費を措置するものであります。

物件費・維持補修費については、浄化センター、管渠、ポンプ場等の維持管理について措置し、補助費等については、水洗化普及促進のための水洗便所改造補助金等について措置するものであります。

貸付金については、前年度に引き続き水洗化資金の貸し付けを行うため、金融機関へ預託する資金を措置するものであり、積立金については、下水道促進化基金について将来の経営安定化に向け、積み立てするものであります。

主な政策的予算の内容について説明いたしますと、唐松青山町及び弥生地区を中心に污水管渠整備費を措置するとともに、堤町及び若松町について雨水管渠整備費を措置するものであります。

一方、歳入予算の主な内容であります。まず分担金及び負担金は、下水道受益者負担金の納入見込み額を措置し、使用料及び手数料については、今後の水洗化の見込みにより措置するものであります。

国庫支出金及び市債等については、歳出関連で見込まれるものについて措置し、財産収入及び諸収入については、現段階で見込まれるものについて措置するものであります。

繰入金については、一般会計繰入金を繰り出し基準に基づき措置するものであります。

基金繰入金については、下水道促進化基金から下水道事業受益者負担金の前納報奨金相当額、水洗便所等改造補助金、消費税納付金、補助事業一般財源相当額及び財源調整額を取り崩すものであります。

次に、地方債、一時借入金の借入の限度額については、歳入歳出予算との関連において措置するものであります。

以上により、公共下水道事業特別会計予算の総額は10億9,402万3,000円となり、前年度予算額と比較しまして8,127万円の減、率にして6.9%の減となるものであります。

次に、育英特別会計予算であります。奨学資金の新規貸し付けについては平成16年度で廃止しましたが、平成17年3月31日までに小学生となった者についてのみ、在学する学校の修学年限を終えるまでの間、本人の希望により貸し付けを行うこととしており

ます。

このことから、歳出については、現在、奨学資金を貸し付けている大学生7人分を見込み、貸付金として268万8,000円を計上するほか、貸付金額を上回る収入分200万4,000円を基金積立金として計上するものであります。

一方、歳入については、基金運用益及び貸付金の返還分を見込み計上するものであります。

以上により、育英特別会計予算の総額は469万2,000円となり、前年度予算額と比較しまして85万2,000円の増、率にして22.2%の増となるものであります。

次に、水道事業会計であります。水道事業については、安全な水を安定的に供給するため、施設の管理に努めるとともに、経営の改善と経費節減等の企業努力をするほか、市民サービスの向上に努めてまいります。

なお、業務の予定量については、前年度の実績を考慮して積算したものであります。

収益的収支であります。まず収入については、給水収益等の減額により総額3億4,707万円を措置するものであります。

また、支出については、市民の給水需要を充足させるために必要な経費として総額3億4,469万8,000円を措置するものであり、収支では237万2,000円の利益となる予定であります。

資本的収支については、まず支出であります。老朽配水管の改良、補償工事、メーター器の取りかえが主な事業であり、2億8,326万8,000円を措置するものであります。

なお、今年度も年次計画により漏水調査を実施し、有収率の向上を図ってまいります。

一方、収入では、支出に関連する企業債で1億2,280万円を措置するものであります。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億6,046万8,000円は、当年度消費税資本的収支調整額及び当年度分損益勘定留保資金で補てんするものであります。

次に、企業債、一時借入金の最高額及び他会計からの補助金等については、歳入歳出予算に関連して措置するものであります。

以上により、水道事業会計歳出予算の総額は6億2,796万6,000円となり、前年度予算額と比較しまして4,834万4,000円の増、率にして8.3%の増となるものであります。

最後に、病院事業会計予算であります。病院事業については、市民の健康を守る病院として、経営安定化に向け改善に取り組むため、平成17年度において経営健全化計画を策定し、実質初年度である平成18年度では、この計画内容を加味した予算の編成を行ったものであります。

まず、収益的収支であります。収入については入院、外来収益とも、過去実績をベー

スに過大にならないよう積算し、また、患者1人当たりの診療単価についても前年度の実績見込み額と同額とした結果、総額29億80万9,000円を措置するものであります。

また、支出については、給与費は4月1日在籍予定人員で措置し、材料費と経費は効率的に執行するための経費を見込み、総額29億4,333万4,000円とするものであります。

次に、資本的収支であります。収入については、企業債、一般会計負担金など総額1億230万3,000円を措置するものであります。

一方、支出については、一般撮影装置など医療器械6品目の購入整備や病院排水の公共下水道への接続工事のほか、企業債償還金、年賦償還金に係る経費を措置し、総額1億4,510万2,000円とするものであります。

この結果、収益的収支と資本的収支を合わせた内部留保資金の状況は1億7,691万4,000円の資金不足となるものであります。

次に、企業債、一時借入金の最高額及び他会計からの補助金等については、歳入歳出予算に関連して措置するものであります。

以上、支出予算の総額は30億8,843万6,000円となり、前年度予算額と比較しまして1億8,794万円の減、率にして5.7%の減となるものであります。

以上、各会計一括して提案説明いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） 以上をもちまして、市政執行方針説明及び教育行政執行方針説明並びに議案第18号から議案第25号までの提案理由説明を終わります。

お諮りします。

議事の都合により、市政執行方針説明及び教育行政執行方針説明並びに議案第18号から議案第25号までの質疑は、3月13日からの通告質問により行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

日程第8 議案第2号 三笠市国民保護協議会条例の制定について

議長（扇谷知巳氏） 日程の8 議案第2号三笠市国民保護協議会条例の制定についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 議案第 2 号三笠市国民保護協議会条例の制定について、提案説明申し上げます。

本条例は、平成 16 年 6 月に成立した「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」に基づき、市町村に国民保護協議会の設置が義務づけられたことにより、本市における国民保護協議会の設置及び組織の運営に関し、必要な事項を定めるものであります。

制定内容は、市民の安全を守る観点から、三笠市防災会議の機能を生かし、防災会議を構成する関係機関の代表者に、自衛隊に所属する者を加えた 20 名から成る協議会を設置し、市民の保護のための措置に関する重要事項の審議等、協議会の任務について定めるものであります。

また、本条例の制定に伴い、関連する条例についても必要な改正を行うものであります。

施行期日は、平成 18 年 4 月 1 日であります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） お諮りします。

議事の都合により、議案第 2 号についての質疑を保留し、通告質問終了後に行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

日程第 9 議案第 3 号、議案第 4 号について

議長（扇谷知巳氏） 日程の 9 議案第 3 号、議案第 4 号についてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 議案第 3 号三笠市障害者自立支援条例の制定について、議案第 4 号三笠市身体障害者等支援費条例の一部を改正する条例の制定について、一括提案説明申し上げます。

このたびの障害者自立支援法に伴って、新条例の制定及び現条例の一部を改正するものであります。

初めに、議案第 3 号三笠市障害者自立支援条例の制定についてであります。自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、法に基づき自立支援給付を行うとともに、給付に関する報告を怠った場合の罰則を規定するものであります。

次に、議案第4号三笠市身体障害者等支援費条例の一部を改正する等の条例の制定についてありますが、居宅生活支援費、居宅生活支援利用者負担額及び児童福祉法にかかわる規定の削除を行うものであります。

さらに、施設訓練等支援費に係る支給期日を支給決定から平成18年9月30日までとし、10月1日をもってこの条例を廃止するものであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） お諮りします。

議事の都合により、議案第3号、議案第4号についての質疑を保留し、通告質問終了後に行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

日程第10 議案第5号 三笠市部、課設置条例の一部を改正する条例の制定について

議長（扇谷知巳氏） 日程の10 議案第5号三笠市部、課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 議案第5号三笠市部、課設置条例の一部を改正する条例の制定について、提案説明申し上げます。

今回の改正は、定年退職者の不補充などにより職員定数削減を行い、小さな市役所を目指し、簡素で効率的な組織とするため、必要な改正を行うものであります。

改正内容は、平成16年4月に行革推進部を設置し、さらなる行財政改革、行政評価、人事評価などを推進してきましたが、一定の目的を達成したことから、行革推進部を廃止し、企画総務部の総務課に主幹を配置し、引き続き行政評価、人事評価並びに行財政改革などの業務を専門的に担当させるものであります。

また、国の介護保険法の改正により、市民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため、地域包括支援センターを新設し、現行の介護支援センターについては廃止するものであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） お諮りします。

議事の都合により、議案第5号についての質疑を保留し、通告質問終了後に行うことに

したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認め、そのように決定しました。

日程第11 議案第6号 三笠市職員定数条例の一部を改正
する条例の制定について

議長(扇谷知巳氏) 日程の11 議案第6号三笠市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

(市長小林和男氏 登壇)

市長(小林和男氏) 議案第6号三笠市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、提案説明申し上げます。

現行の職員数は、平成17年4月に改正したところでありましたが、平成18年度に起きましても自立対策及び定員適正化計画に基づき、職員数の適正化を図るため、必要な改正を行うものであります。

改正内容は、現行の職員定数396名を退職者の不補充等により、部長部局の職員20名、農業委員会の職員1名、消防職員2名を削減し、教育委員会の職員については1名増員、合わせて22名を削減し、374名とするものであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長(扇谷知巳氏) お諮りします。

議事の都合により、議案第6号についての質疑を保留し、通告質問終了後に行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認め、そのように決定しました。

日程第12 議案第7号 三笠市職員給与条例及び公益法人
等への三笠市職員派遣等条例の一部を改正する
条例の制定について

議長(扇谷知巳氏) 日程の12 議案第7号三笠市職員給与条例及び公益法人等への三笠市職員派遣等条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

(市長小林和男氏 登壇)

市長(小林和男氏) 議案第7号三笠市職員給与条例及び公益法人等への三笠市職員派遣条例の一部を改正する条例の制定について、提案説明申し上げます。

今回の改正は、地方自治法の一部改正に伴い、必要な改正を行うものであります。

改正内容は、諸手当の一つである「調整手当」を「地域手当」に名称の変更をするものであり、施行期日は平成18年4月1日であります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長(扇谷知巳氏) お諮りします。

議事の都合により、議案第7号についての質疑を保留し、通告質問終了後に行うことにしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認め、そのように決定しました。

日程第13 議案第8号 三笠市議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等条例及び三笠市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

議長(扇谷知巳氏) 日程の13 議案第8号三笠市議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等条例及び三笠市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

(市長小林和男氏 登壇)

市長(小林和男氏) 議案第8号三笠市議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等条例及び三笠市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、提案説明申し上げます。

今回の改正は、障害者自立支援法の公布に伴い、これまで身体障害者福祉法で規定されていた「身体障害者療護施設」が今後は障害者自立支援法に基づく「障害者支援施設」に移行することにより、文言の整理を行うものであります。

施行期日は、平成18年10月1日であります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長(扇谷知巳氏) お諮りします。

議事の都合により、議案第8号についての質疑を保留し、通告質問終了後に行うことに

したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認め、そのように決定しました。

日程第14 議案第9号 三笠市営バス設置条例の一部を改正する条例の制定について

議長(扇谷知巳氏) 日程の14 議案第9号三笠市営バス設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

(市長小林和男氏 登壇)

市長(小林和男氏) 議案第9号三笠市営バス設置条例の一部を改正する条例の制定について、提案説明申し上げます。

今回の改正は、平成17年12月1日より運行しております三笠市営バス幌内線について、北海道中央バス廃止路線の代替として、旧三笠幌内線と同一の路線で幌内中央町を終点としていますが、終点付近に住宅がなく利用者がいないことから、終点を市街地の幌内町1丁目に移すものであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長(扇谷知巳氏) お諮りします。

議事の都合により、議案第9号についての質疑を保留し、通告質問終了後に行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認め、そのように決定しました。

日程第15 議案第10号 三笠市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議長(扇谷知巳氏) 日程の15 議案第10号三笠市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

(市長小林和男氏 登壇)

市長(小林和男氏) 議案第10号三笠市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案説明申し上げます。

今回の改正は、第3期介護保険事業計画の見直しにより、平成18年度から平成20年度までの3年間における給付費として、居宅サービス、施設サービス並びに介護にならないための予防事業を充実させるため、地域支援事業を新設し、さらにはグループホームや小規模多機能型施設など、居住系のサービス見込み量をもとに、介護保険料を改正するものであります。

主な改正内容であります。初めに第1号被保険者の基準月額を現行3,210円から3,957円に、年額を3万8,500円から4万7,400円に改定するものであります。

次に、介護保険料の所得階層別段階の第2段階を細分化し、現行の5段階方式を6段階に改めるものであります。

また、税制改正に伴い、高齢者の所得は増額することが予想されることから、激変緩和措置として平成18年度及び19年度の保険料を軽減する特例を設けるものであります。

なお、この特例措置は税制上においても措置されており、介護保険料も同様に措置するものであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） お諮りします。

議事の都合により、議案第10号についての質疑を保留し、通告質問終了後に行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

日程第16 議案第11号 三笠市保健福祉事業利用料条例 の一部を改正する条例の制定について

議長（扇谷知巳氏） 日程の16 議案第11号三笠市保健福祉事業利用料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 議案第11号三笠市保健福祉事業利用料条例の一部を改正する条例の制定について、提案説明申し上げます。

今回の改正は、介護保険料の一部改正及び障害者自立支援法の制定に伴い、必要な改正を行うものであります。

改正内容は、これまでの脳活性化教室、ふれあい介護教室の事業を介護予防事業に改め、その対象者を65歳以上の者とするとともに、ふれあいハウスデイサービス事業の対

象者についても、65歳以上の虚弱高齢者に改めるものであります。

また、介護報酬の改正により、基本料金の改正を行うほか、給食サービスについてはデイサービス利用者との均衡を図るため、廃止するものであります。

さらに、障害者自立支援法の制定に伴い、精神障害者ホームヘルプサービス事業を廃止するものであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） お諮りします。

議事の都合により、議案第11号についての質疑を保留し、通告質問終了後に行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

日程第17 議案第12号 三笠市デイサービスセンター設置条例及び三笠市特別養護老人ホーム等設置条例の一部を改正する条例の制定について

議長（扇谷知巳氏） 日程の17 議案第12号三笠市デイサービスセンター設置条例及び三笠市特別養護老人ホーム等設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 議案第12号三笠市デイサービスセンター設置条例及び三笠市特別養護老人ホーム等設置条例の一部を改正する条例の制定について、提案説明申し上げます。

今回の改正は、介護保険料の一部改正に伴う介護報酬の改定等に関連し、介護施設にかかわる利用者負担の改正及び介護予防サービスの創設並びに障害者自立支援法の制定に伴い、必要な改正を行うものであります。

改正内容は、三笠市デイサービスセンターにおいて介護予防サービスが新設されたことに伴い、共通サービスとして新たに要支援1及び要支援2の方を対象に基本単価を設定したほか、選択的サービス加算として、運動器機能向上や栄養改善ほかを追加するものであります。

また、介護サービスについては、時間区分を設定し、料金区分の見直しを行い、基本単価に送迎加算が包括されたことにより、送迎加算を廃止し、入浴介助、特別入浴介助を入浴加算に1本化するほか、栄養マネジメント、口腔機能サービスを新設するものであります。

す。

次に、三笠市特別養護老人ホームについてであります。介護予防サービスが新設されたことに伴い、介護予防短期入所生活介護に関する要支援1及び要支援2の従来型個室及び多床室の基本単価を設定するとともに、各種の加算として送迎サービスや管理栄養士及び栄養士の配置による、栄養管理体制加算等を新設するものであります。

また、短期入所生活介護に関する介護サービスについては、経過的介護者の従来型個室及び多床室に関する基本単価を改正するほか、緊急短期入所ネットワーク加算を新たに追加するものであります。

さらに、施設入所サービスについてであります。多床室に関する報酬水準の見直しによる基本単価を一律1日20円減額するほか、障害者自立支援法に介護給付費等に関する支給決定が規定されたことから、文言の整理を行うものであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） お諮りします。

議事の都合により、議案第12号についての質疑を保留し、通告質問終了後に行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

日程第18 議案第13号 三笠市重度心身障害者医療費条例及び三笠市ひとり親家庭等医療費条例の一部を改正する条例の制定について

議長（扇谷知巳氏） 日程の18 議案第13号三笠市重度心身障害者医療費条例及び三笠市ひとり親家庭等医療費条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 議案第13号三笠市重度心身障害者医療費条例及び三笠市ひとり親家庭等医療費条例の一部を改正する条例の制定について、提案説明申し上げます。

今回の改正は、障害者自立支援法の制定により、知的障害者援護施設入所者の医療費負担額増となることから、知的障害者援護施設入所者についても、認定要件に該当した場合、医療費助成の対象とするため、必要な改正を行うものであります。

なお、この条例は、平成18年4月1日から施行するものであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） お諮りします。

議事の都合により、議案第13号についての質疑を保留し、通告質問終了後に行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

日程第19 議案第14号 平成17年度三笠市一般会計補
正予算（第6回）について

議長（扇谷知巳氏） 日程の19 議案第14号平成17年度三笠市一般会計補正予算についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 議案第14号平成17年度三笠市一般会計補正予算（第6回）について、提案説明申し上げます。

今回の補正は、既定予算額103億2,359万7,000円に5,285万1,000円を増額し、予算の総額を103億7,644万8,000円とするものであります。

まず、歳出であります。総務費では、第5回補正以降に申し出のあった指定寄附金をそれぞれ目的基金へ積み立てするものであります。また、今回の補正により、歳出を上回る一般財源141万9,000円については、備荒資金組合の超過納付措置により、調整するものであります。

民生費では、衛生費で予算計上しているインフルエンザ予防接種費用等について、国保の一般加入者が新たに疾病予防対策事業として北海道の交付金の対象となることから、一般財源相当分を国保会計に繰り出すものであります。

農林水産業費では、土地開発公社の健全化対策として、決済余剰金を活用して、既に供用しているサンファーム三笠用地の一部について取得するものであります。

一方、歳入については、歳出関連の特定財源310万1,000円を措置するほか、土地開発公社用地の取得財源を目的に決算余剰金として積み立てをしていた備荒資金組合の超過納付金の取り崩しをするものであります。

地方債の補正については、歳入補正に係るものについて変更するものであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） お諮りします。

議事の都合により、議案第14号についての質疑を保留し、通告質問終了後に行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認め、そのように決定しました。

日程第20 議案第15号 平成17年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算(第4回)について

議長(扇谷知巳氏) 日程の20 議案第15号平成17年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

(市長小林和男氏 登壇)

市長(小林和男氏) 議案第15号平成17年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算(第4回)について、提案説明申し上げます。

今回の補正は、既定予算額20億6,640万4,000円に274万5,000円を追加し、予算の総額を20億6,914万9,000円とするものであります。

まず、歳出補正の内容であります。一般会計で負担している国民健康保険一般被保険者にかかわるインフルエンザ予防接種費用分及び基本健診費用の国基準超過負担分が都道府県財政調整交付金の新たな交付対象となったことに伴い、繰出金を新設するものであります。

一方、歳入補正の内容であります。都道府県財政調整交付金の交付基準により繰出金の2分の1を計上し、交付金を除く歳入不足分を一般会計から繰り入れるものであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長(扇谷知巳氏) お諮りします。

議事の都合により、議案第15号についての質疑を保留し、通告質問終了後に行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認め、そのように決定しました。

日程第21 議案第16号 平成17年度三笠市公共下水道事業特別会計補正予算(第3回)について

議長(扇谷知巳氏) 日程の21 議案第16号平成17年度三笠市公共下水道事業特別会計補正予算についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

(市長小林和男氏 登壇)

市長(小林和男氏) 議案第16号平成17年度三笠市公共下水道事業特別会計補正予算(第3回)について、提案説明申し上げます。

今回の補正は、公共下水道管渠新設事業費について補正を行うもので、既定予算額11億6,434万3,000円に、300万円を増額し、予算の総額を11億6,734万3,000円とするものであります。

まず、歳出であります。公共下水道管渠新設工事の施工箇所から埋設物が発生し、その廃棄処理に係る増加費用に対応するため、工事請負費を増額補正するものであります。

一方、歳入については、歳出補正額と同額を基金繰入金で措置するものであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長(扇谷知巳氏) お諮りします。

議事の都合により、議案第16号についての質疑を保留し、通告質問終了後に行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認め、そのように決定しました。

日程第22 議案第17号 平成17年度三笠市水道事業会計補正予算(第3回)について

議長(扇谷知巳氏) 日程の22 議案第17号平成17年度三笠市水道事業会計補正予算についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

(市長小林和男氏 登壇)

市長(小林和男氏) 議案第17号平成17年度三笠市水道事業会計補正予算(第3回)について、提案説明申し上げます。

今回の補正は、水道事業車両の事故発生に伴う、事故処理金の収入及び支出の補正を行うものであります。

まず、収益的収入支出であります。収益的収入について雑収益121万9,000円を増額するものであり、収益的収入の総額を3億5,945万6,000円とするものであります。

一方、収益的支出であります。雑支出102万9,000円を増額するものであり、収益的支出の総額を3億4,662万2,000円とするものであります。

この結果、収入支出差し引きの損益額は1,283万4,000円の利益になる予定であ

ります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） お諮りします。

議事の都合により、議案第17号についての質疑を保留し、通告質問終了後に行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

日程第23 議案第26号 土地の取得について

議長（扇谷知巳君） 日程の23 議案第26号土地の取得についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

（市長小林和男君 登壇）

市長（小林和男君） 議案第26号土地の取得について、提案説明申し上げます。

今回の土地取得は、国が平成16年12月に土地開発公社の経営健全化対策に係る方針を示したことに對して、本市としては予算編成上の問題点と将来的に財政健全化への支障とならないよう検討した結果、国の方針による健全化対策の実施ではなく、独自で土地開発公社の健全化を図ることとし、毎年度の決算剰余金を活用して財政状況の可能な範囲で土地開発公社の土地を取得するものであります。

なお、今回の取得場所は、市が供用済みの土地で、振興開発構想の計画とも合致したサンファーム三笠用地の一部の土地の取得について優先的に整理を進めるものであり、三笠市岡山1042番地の1ほかで、取得面積は1万2,303.97平方メートル、取得金額が4,975万円であります。

取得費の財源は、平成16年度の決算剰余金を充てることから、備荒資金組合超過納付金として積み立てたものを取り崩すものであります。

以上のとおり、予定価格が2,000万円以上、面積が5,000平方メートル以上の不動産の取得となりますので、「三笠市議会の議決に付す契約及び財産の取得又は処分条例」第3条の規定により提案いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） お諮りします。

議事の都合により、議案第26号についての質疑を保留し、通告質問終了後に行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

日程第24 議案第27号、議案第28号について

議長（扇谷知巳君） 日程の24 議案第27号、議案第28号についてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

（市長小林和男君 登壇）

市長（小林和男君） 議案第27号市道路線の廃止について、議案第28号市道路線の認定について、一括提案説明申し上げます。

今回の市道路線の廃止につきましては1路線で、認定は2路線であります。

その内容は、幾春別地区における道道岩見沢三笠線のつけ替え工事によるルート変更に伴い、道道区間となる幾春別市街7号線の全部を廃止し、従来から道道として認定されていた区間を取りつけ地点の変更から2路線に分け、幾春別中央線、千住町1号線としてそれぞれ新たに認定し、一般交通の確保を図るものであります。

なお、今回の廃止及び認定路線の延長であります。廃止路線の延長が693.39メートル、認定路線の延長が869.87メートル、差し引き176.48メートルの増となるものであります。

以上、一括提案説明いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） お諮りします。

議事の都合により、議案第27号、議案第28号についての質疑を保留し、通告質問終了後に行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

休会の議決

議長（扇谷知巳氏） 休会についてお諮りします。

議事の都合により、明3月7日から3月12日まで6日間休会したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

3月7日から3月12日まで6日間休会することに決定しました。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了しました。

散 会 宣 告

議長（扇谷知巳氏） 本日は、これもちまして散会します。
御苦労さまでした。

散会 午後 1時59分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員